

伊根町放課後児童クラブ 危機管理対応マニュアル

令和 5 年 1 0 月

伊根町教育委員会

はじめに

放課後児童クラブ設置者は、児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されるという目的を達成するために、安全な環境を整備していく責務があります。そのため、「伊根町放課後児童クラブ 危機管理対応マニュアル（以下「本マニュアル」という。）」を作成し、児童の生命を脅かすような危機への対応について、基本的な考え方を放課後児童健全育成事業に携わるすべての者が共有し、日常的な場で児童の安全を保障するために対応することとしました。

本マニュアルは、放課後児童健全育成事業全般にわたり危機を予防し、また万一危機が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めることを目的としたものです。

児童は、危険に対する判断力や安全に対する認識に未成熟な部分があるため、放課後児童クラブには危険（リスク）が潜んでいます。児童自身が健康に関心を持ち、安全な生活を営むための心と力（自己管理能力）を育てるため、職員として児童一人ひとりを十分理解し、安全な支援を保障しうる環境を整備したうえで危険予測を行い、さらに事故はいつでも起こりうることを認識して事故予防及び危機管理に取り組みます。

令和 5年10月

伊根町教育委員会

— 目次 —

1 総 則

- 1) 本マニュアル作成の目的……………1
- 2) 本マニュアル作成の定義……………1
- 3) 放課後児童健全育成事業に係るその他計画との関係…1

2 事前対策

- 1) 危機管理意識の高揚……………1
 - (1) 職員研修の実施…………… (1)
 - (2) 危機管理能力の向上…………… (1)
 - (3) 保護者や学校、地域との連携…………… (1)
- 2) 危機管理の体制について……………2～4
 - (1) 危機管理体制の確立…………… (2)
 - (2) 事故防止の推進体制…………… (2～3)
 - (3) 緊急時の体制…………… (3～4)
- 3) 事故防止の活動……………4～5
 - (1) リスクの把握…………… (4)
 - (2) リスクの評価・分析…………… (4)
 - (3) リスクの改善・対処…………… (4～5)
 - (4) リスクの再評価…………… (5)
- 4) 事故防止に向けた環境づくり……………5
 - (1) 職員間のコミュニケーション…………… (5)
 - (2) 情報の共有化…………… (5)
 - (3) 苦情（意見・要望）解決への取組…………… (5)
 - (4) 安全教育…………… (5)
- 5) 支援中の安全管理について……………5～9
 - (1) 児童の出欠・安全状況の把握…………… (5～6)
 - (2) ヒヤリ・ハットマップの作成…………… (6～7)
 - (3) 日常の安全点検…………… (8)
 - (4) 学年別のチェック項目…………… (8)
 - (5) 施設外での特別活動時の留意事項…………… (8～9)

3 応急対策

- 1) 危機発生時の対応……………9～10
 - (1) 安全の確保…………… (9)
 - (2) 連絡体制…………… (10)
 - (3) 対外窓口…………… (10)
- 2) 災害種別による対応……………10～23
 - (1) 地震における対応…………… (10)
 - (2) 大雨など風水害発生時における対応…………… (11)
 - (3) 火災発生時における対応…………… (11)

- (4) ケガなど事故発生時における対応…………… (11～12)
- (5) 行方不明・迷子が発生した際の対応…………… (12～14)
- (6) 不審者等に対する対応…………… (14～16)
- (7) ケガや急病の応急処置について…………… (16～20)
- (8) 食中毒発生時の対応…………… (20～21)
- (9) 感染症の対応…………… (21～22)
- (10) 原子力災害発生時の対応…………… (22～23)

4 事後対策

- 1) 対応の評価と再発防止に向けた取組……………23～24
 - (1) 対応の分析・評価…………… (23)
 - (2) 改善…………… (23)
 - (3) 再発防止に向けた取組…………… (23)
 - (4) 再発防止策の検討…………… (23)
 - (5) マニュアルの見直し…………… (23～24)

5 その他

- 1) 消防署・警察署への連絡方法について……………24～25
 - (1) 救急車の依頼の仕方…………… (24)
 - (2) 火災の通報の仕方…………… (24)
 - (3) 警察署への捜索依頼の仕方…………… (24)
 - (4) 教育委員会への連絡…………… (24)
- 2) 災害時の持ち出し品……………24
 - (1) 児童にかかわる書類…………… (24)
 - (2) 非常用リュック…………… (24)
- 3) 病院搬送時の持ち出し品……………25

…資料集

- 1 放課後児童クラブ児童事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書
- 2 児童票
- 3 放課後児童クラブ施設・設備の安全点検チェック表
- 4 気象警報発表時の放課後児童クラブの対応について
- 5 事故の程度の判断基準

図1 重大事故における連絡体制

1. 総則

1) 本マニュアル作成の目的

- (1) 児童と放課後児童クラブ職員の生命を守り、児童の健やかな発達を支援するために、安全な環境を保障する。
- (2) 児童及び保護者と放課後児童クラブ職員との信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守る。
- (3) 放課後児童クラブに対する地域社会からの信用や信頼を守る。

2) 本マニュアル作成の定義

不意に発生する重大な事件、事故、災害等において、児童や職員の生命を脅かすようなさまざまな事態が生じないように、また、万一発生した場合においても、その影響を最小限に抑えられるように、常日頃から備えておくことが重要なこととなってきた。

本マニュアルでは、放課後児童クラブにおける危機管理の段階を「事前対策」、「応急対応」及び「事後対策」の段階に区分し、それぞれの段階における職員、教育委員会等の役割を明確にし、適切な対応をとることができる体制を構築する。

3) 放課後児童健全育成事業に係るその他計画との関係

伊根町放課後児童クラブ安全計画等、放課後児童健全育成事業の運営に係る危機管理に関する諸計画は、本マニュアルの内容と相互に補完して策定されることを基本とする。

2. 事前対策

1) 危機管理意識の高揚

(1) 職員研修の実施

教育委員会は、主任指導員との会議等において、ヒヤリ・ハット事例の検証を行うとともに、主任指導員は、クラブ内の職員会議等においてその徹底を図る。

(2) 危機管理能力の向上

緊急時に職員が児童への的確な指示や迅速な誘導ができるよう、さまざまな場面を想定した訓練を実施する。

放課後児童クラブでは、地震・火災などの災害時に迅速に避難できるよう、安全計画に基づき、年度当初に職員の役割を明確にしておくとともに、迅速かつ冷静に対応できるよう、避難訓練を実施する。

また、不審者侵入などの事故に的確に対応して、事態を最小限に抑えることができるように、各放課後児童クラブで具体的な事例を想定しての訓練を実施する。各種訓練実施後は、反省と評価を行う。

(3) 保護者や学校、地域との連携

児童の安全確保や放課後児童クラブの防犯・災害体制確立のためには、保護者や学校、地域との連携が重要であることから、日頃から積極的に保護者や学校、地域から情報を収集し、危機を予知・予測し、事故を未然に防ぐように努めるとともに、危機発生時には保護者や学校、地域からの協力を得て対応できる体制を整えておく必要がある。児童の体調面で配慮する必要のある事項は事前に協議しておくこと（食物アレルギー等）。

2) 危機管理の体制について

(1) 危機管理体制の確立

主任指導員は、想定される災害・事故等に対処するための職員体制の確認を行うとともに、施設・設備に関する定期点検の実施等により、防災・危機管理体制を確立する。

(2) 事故防止の推進体制

事故を予防し、安全な支援を推進していくためには、各放課後児童クラブと教育委員会を中心に、組織的に事故の予防対策に取り組んでいかなければならない。そこで、実際に放課後児童クラブで起きた事故の事例とその対応策又は現在取り組んでいる事故予防活動などの情報を放課後児童クラブ間で共有し、事故予防に活用する。

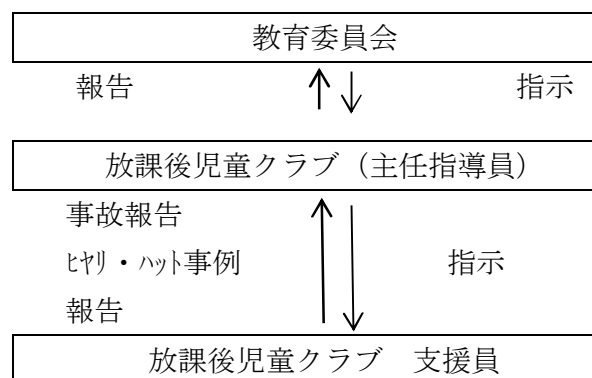
なお、火災の発生等、各放課後児童クラブ又は使用する施設の消防計画に定めのある事項については、それに従うものとする。

①組織・構成

事故の報告・事故予防対策については、主任指導員がその中心的な役割を果たすものとする。なお、内容及び状況に応じて、関係所管課長若しくは職員又は関係する伊根町立学校の校長を招集することができるものとする。

【構成】（関係所管課長・職員、校長）

教育委員会、放課後児童クラブ主任指導員



②教育委員会の役割

ア．事故の予防対策

各放課後児童クラブから提出された事故報告書及びヒヤリ・ハット報告書のうち、今後の教訓とすべき事例を抽出して、個人情報等を十分に考慮したうえで、放課後児童クラブ間での情報共有を図る。また、必要に応じて再発防止にむけての事故の分析等を行う。

イ．本マニュアルの管理

事故報告書及びヒヤリ・ハット報告などに対して、新たな対策を講じた場合には、本マニュアルの改訂を行う。

③主任指導員の役割

主任指導員は、各放課後児童クラブの安全対策に関する下記の内容について、全職員の協力のもとに対応を行う。

ア．事故やヒヤリ・ハットの報告をもとに、原因及び対応策を教育委員会や職員と協

議したうえで、問題点の整理を行う。

イ. 職員への危険箇所の周知を行う。

ウ. 安全点検を実施し、危険箇所の管理を行う。

エ. 職員及び児童に対しての安全教育を行う。

オ. 安全対策について保護者や学校、地域と情報の共有化やコミュニケーションの促進を行う。

放課後児童クラブ事故報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料集1-1参照

ヒヤリ・ハット報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料集1-2参照

(3) 緊急時の体制

①指揮権の順位

あらかじめ緊急時の指揮権を明確にしておき、緊急時には定められた指揮者のもとに、迅速に行動する。

(参考)

1 位： 主任指導員

2 位： 指導員（勤続年数上位者）

3 位： 指導員（年長者）

②役割分担例

主任指導員	陣頭指揮、職員への連絡調整、関係機関との連絡調整
指導員（勤続年数上位者）	支援の統括、保護者への連絡
指導員（年長者）	応急手当、支援、避難誘導、支援の補助

※上記を参考に、各児童クラブの実態に応じて、緊急時の指揮権の優先順位者を具体的個人名にて選定し、全体で共有する。

③緊急連絡網

主任指導員は、次の緊急連絡先を事前に整理し、児童クラブ内に配備するとともに、職員及び関係者に周知し、その内容は随時更新する。

ア. 各職員の緊急連絡網

想定される事態に応じた連絡網を、それぞれ用意しておく。

イ. 医療機関、関係機関先一覧

医療機関については、診療科、診療時間、休診日等を記載したものを用意しておく。

ウ. 保護者への連絡

児童票により、災害時における連絡先や迎えにくる方の一覧表を用意しておく。

エ. 学校への連絡先

緊急時の学校との連携について協議し、連絡フローを確認しておく。

④避難場所

主任指導員は、災害時の避難場所、避難経路、連絡先及び児童の保護者への引渡しまでの手順を保護者及び職員にあらかじめ周知しておく。避難する際には、避難先を教育委員会に連絡する。なお、電話がつながりにくい場合は、災害用伝言ダイヤルに避難先等の登録を行う。

※災害用伝言ダイヤルの使用方法

○情報を登録する場合

→「171」をダイヤル

- 音声案内に従って「1」をダイヤル
- 放課後児童クラブの電話番号「000-0000-0000」をダイヤル
- 伝言内容を登録
- 情報を聞きたい場合
- 「171」をダイヤル
- 音声案内に従って「2」をダイヤル
- 放課後児童クラブの電話番号「000-0000-0000」をダイヤル
- 伝言案内を聞く

(NTT災害ダイヤル) <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/way/index.html>

⑤教育委員会の役割

教育委員会は、事故発生時には下記の事項を行う。

- ア. 放課後児童クラブへの対応の指示
- イ. 必要に応じて、現状把握担当・現場担当を編成し、それぞれリーダーを指名するなど、放課後児童クラブへの支援体制の整備を行う。
- ウ. 他放課後児童クラブへの状況報告
- エ. 保護者への報告等の対応
- オ. 学校への報告等の対応
- カ. 京都府その他関係機関及び関係部課との連絡調整
- キ. 重大事故の場合は、町長、副町長、教育長及び総務課長と協議して、必要に応じて政策会議の招集依頼及びマスコミの対応

⑥重大事故の報告

教育委員会は、法令等で報告の対象とされる重大事故が発生した場合は、重大事故における連絡体制（資料集 図1）をもとに児童クラブと連携を図り、法令等で規定する様式、報告ルート等により適切に報告する。

児童票・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料集 2 参照**

重大事故における連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料集 図1 参照**

3) 事故防止の活動

事故を未然に防ぐためには、児童の特性を十分に理解したうえで、職員一人ひとりが事故防止に心がけ、気配りをしていくことにより、起こりうるリスクをできる限り減らしていくことが重要である。そのためには、放課後児童クラブが一体となって、事故に発展する可能性がある問題点を把握して、事故防止に取り組んでいく必要がある。

【事故防止の手順】

(1) リスクの把握

事故報告やヒヤリ・ハット事例報告等により、事故に発展する可能性のある問題点を把握する。

(2) リスクの評価・分析

問題点の重大性を把握し、対処すべき問題点を選別して、背景要因を分析する。

(3) リスクの改善・対処

事故予防対策を検討して、実行する。

(4) リスクの再評価

予防策が確実に守られているかの状況を確認するとともに、予防策が不十分な場合は、フィードバックして再検討する。

4) 事故防止に向けた環境づくり

(1) 職員間のコミュニケーション

リスクマネジメントを進めるうえで、職員間のコミュニケーションが重要である。放課後児童クラブ内で、情報交換や意見交換が行えるような関係性を構築する。

(2) 情報の共有化

児童の体調の変化や留意点、発生した事故、ヒヤリ・ハット事例等に関する情報や対応策を職場内で共有することが重要である。情報は共有し、起こりうるリスクや対応策を学び、組織として事故防止への意識や対応を向上させる。

(3) 苦情（意見・要望）解決への取組

保護者等の苦情や意見・要望は利用者の観点から発せられているため、放課後児童クラブが見落とした問題点を発見できる機会となることが多いことから、謙虚に受け止めて早期対応に心がける。また、現状において改善が困難なことについては、できない理由を丁寧に説明し、理解してもらうように努める。

(4) 安全教育

全職員が常に事故防止についての高い意識を持つとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、職員や児童に対する安全教育に努める。

①各種訓練の実施

放課後児童クラブ自らが企画、立案し、必要に応じて警察・消防等の関係機関の協力を得ながら、防災・防犯・事故対応などの各種訓練を計画的に実施する。

②児童に対する安全教育

職員は日常の活動や訓練等を通して、事故の予防や災害時の対応のための約束事や行動の仕方について、児童の発達や能力に応じた方法で理解させるとともに、必要に応じて、警察等の協力を得て交通安全教室などを開催する。

5) 支援中の安全管理について

(1) 児童の出欠・安全状況の把握

児童の状況を把握することは、支援を行ううえでの基本であり、事故を未然に防ぎ、また事故発生を早期に発見し、適切に対応するために極めて重要である。そこで職員は一人ひとりの児童の発達状態・性格・行動をよく知り、出欠状況・健康状態など所定の事項を常に把握する。下記の項目について全職員がいつでも情報を確認できるような体制を整えておく。

①利用開始時

- ・利用開始時刻
- ・健康状態
- ・各職員への報告、連絡、引継ぎ事項

②帰宅時

- ・帰宅時刻
- ・児童の健康
- ・連絡事項
- ・保護者以外の人が来たときの確認方法

③支援中

各職員は、児童の動静に合わせて、人数確認を行う。特に、次のような支援中の場面転換時の前後には、必ず人数の確認を行う。

- ・施設外での特別活動時
- ・施設と屋外間の移動時
- ・昼食時
- ・おやつの時
- ・その他場面の切替え時

(2) ヒヤリ・ハットマップの作成

事故を予防するためには、過去のケガの記録などを参考にして危険箇所を把握することはもちろんのこと、ケガに至らない事例についても検証を進めていくことが重要となる。幸いにも事故を回避できた事例を「ヒヤリ・ハット事例」として、その事例を精査・検証し、必要に応じてマップにして表示することで、事故の防止を図る。

・職員同士や学校、保護者との情報の共有による問題解決

日頃の支援中に「危ないな」と思っている、その解決策を自分だけで考えるのは限界がある。発想や視点を変えた解決策を第三者に求めることは重要なことであり、適切な問題解決につながる。

・職員の危険感受性の向上

ヒヤリ・ハットする状況にあっても、予測のうえで余裕をもって対応するか、あわてて回避するかでは、重大な事故につながるかどうか大きく変わってくる。支援中ヒヤリ・ハットした場面を職員が認識し、危険を察知する目を養う必要がある。

・情報の集積

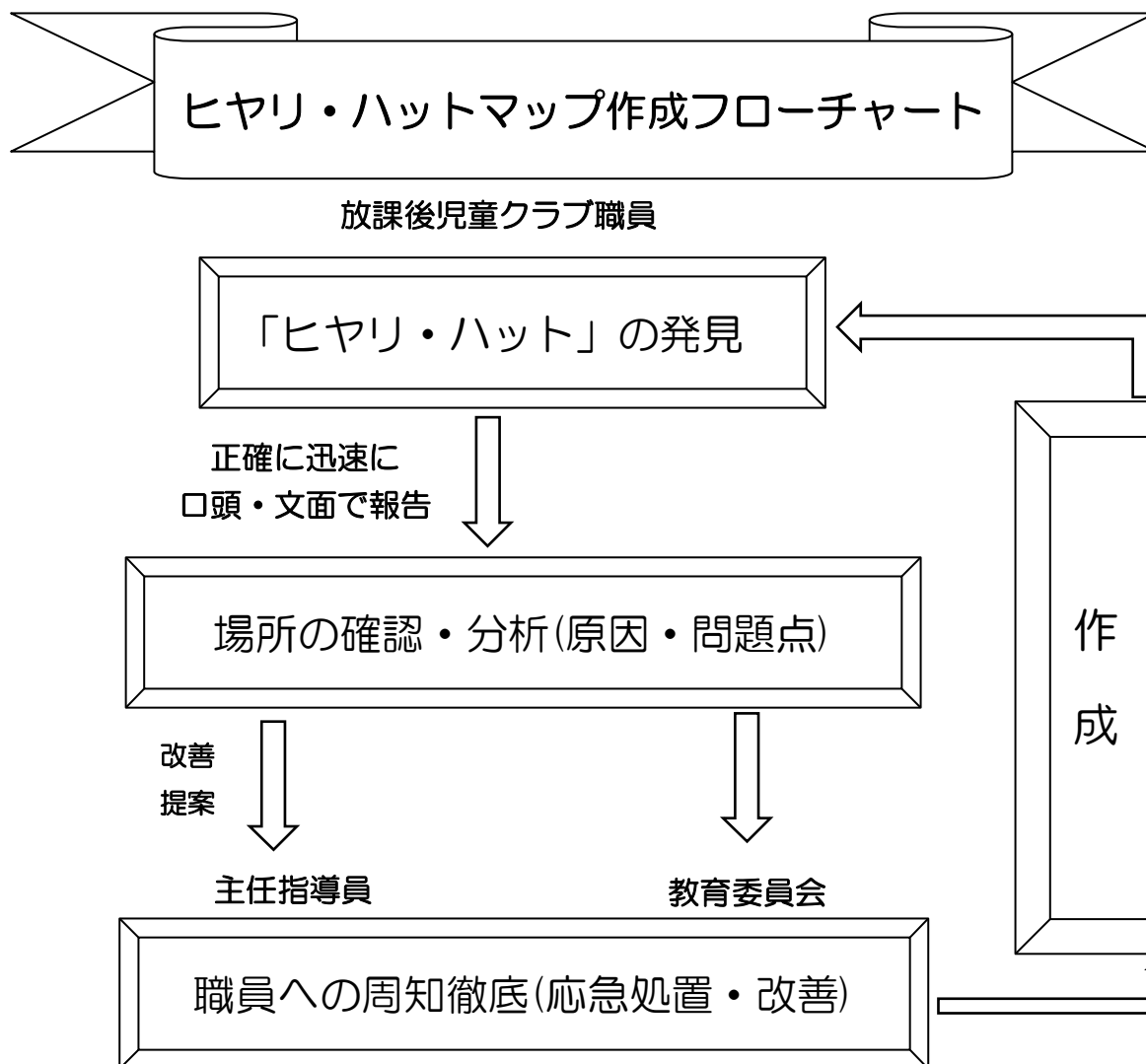
経験で身についた危険箇所やその対応策などをヒヤリ・ハットマップとして整理することで情報を共有し、記録として残し後につなげていく。

【ヒヤリ・ハットマップ作成の心得】

- 1 作成者だけでなく、保護者や支援に従事していない者であってもわかりやすいマップであること。
- 2 問題点を書き込むだけでなく、解決策を考え書き込めるスペースを用意すること。
- 3 マップは常に更新していくことを怠らないこと。また、そのためには、マップを作ることを目的とするのではなく、情報を交換する手段として利用すること。

3カ条

①わかりやすいこと ②解決策を考える ③情報を更新する



(注意点)

1. 「ヒヤリ・ハット」に気がついた職員は、迅速に口頭又は文書（ヒヤリ・ハット報告書）で主任指導員に報告する。
2. 報告を受けた主任指導員は、現場を確認し、原因や問題点を分析する。
3. 一人がヒヤリ・ハットした場所は、放課後児童クラブ全体の問題とする。
4. 主任指導員は、報告内容を職員へ周知する。併せてヒヤリ・ハットした場所は応急処置を施す。
5. 改善した場合でも、記録として残しておく。
6. マップは常に更新を心掛けて、新たなヒヤリ・ハット箇所を見つけ出す資料とすること。

(3) 日常の安全点検

日頃から支援環境の整備を行い、児童が安全に過ごすことに努めることが必要である。そのために、環境への細かい配慮をしたうえで、あらかじめ点検項目を明確にしておき、全職員で分担して、「放課後児童クラブ施設・設備の安全点検チェック表」により定期的に点検を実施することとする。

・点検項目

放課後児童クラブ施設・設備の 安全点検チェック表	月 1 回	職員（分担）
-----------------------------	-------	--------

・点検方法

記録簿の各項目において、各放課後児童クラブの特徴をつけ加えたものを作成し、点検を行う。

放課後児童クラブ施設・設備の安全点検チェック表・・・資料集3参照

(4) 学年別のチェック項目

児童は、発達により行動パターンが大きく異なる。そこで、職員は児童の年齢に応じた特徴、発達状態、動静など常に実態をよく把握し、その個人差に応じた安全指導を行い、安全計画に基づいて安全管理に対するチェック項目を明確にし、毎月確認を行う。

(5) 施設外での特別活動時の留意事項

特別活動とは、遠足や体験学習等、日常的に実施する活動以外の活動をいう。ただし、日常的な活動であっても、特別活動として安全管理することが適当と各児童クラブが判断する場合は、特別活動として扱う。

①基本的な留意事項

- ア. 実施前の行程上にある危険箇所のチェック等、必ず下見を行うこと。
- イ. 行程表（ルートマップ）を作成しておき、活動前の事前配布等により職員への周知を行うこと。
- ウ. 引率は必ず2人以上の職員で行い、その都度リーダーを決めておくこと。
- エ. 施設外での特別活動時には、児童の見分けがつきやすいように、なるべく名札や腕章を用意すること。
- オ. 天候や気温・湿度等を確認して、出かける前後に水分補給や帽子の着用などの健康管理を十分に行うこと。
- カ. 特に配慮が必要となる児童が参加する場合は、常日頃、当該児童の行動等を把握した職員が必ず同行すること。
- キ. 職員同士で常に人数確認を行い、児童の所在確認をすること。なお、確認は出発・目的地に着いたとき・目的地から帰路につくとき、帰着時に必ず行うこと。
- ク. 異なる学年の児童が合同で実施する場合には、歩く順番などを同行する職員間で決めておき、児童にも認識をさせておくこと。
- ケ. 出かける前には、児童に場所や目的を知らせておくこと。
- コ. 歩道のない道路では、原則として車道の右側を歩行すること。
- サ. 自動車等の車両の往来には十分に気を配り、児童が車道に飛び出すことがないように注意すること。
- シ. 地域の方にあいさつを行うこと。

②出かけるときの留意事項

- ア. 両手が自由になるリュックサックに、緊急連絡先、救急用品、児童の水分補給用水、傷の消毒用水、児童の着替え、携帯電話、メモ用紙、筆記用具を常備し、横断旗、防犯ブザー、ホイッスルを携帯すること。
- イ. 出発・帰着時刻、行先、児童人数、引率者名を記録簿に記入してから出かける。その際には、携行品のチェックを行うこと。
- ウ. 児童の心身の健康状態を把握し、施設外での特別活動への参加の可否を判断すること。
- エ. 児童の服装を把握しておくこと。
- オ. 天候などにより、衣服の調節をし、帽子を着用すること。

③特別活動中の留意事項

- ア. 同行する職員は児童の列の前後に位置するとともに車道側を歩き、児童には外側を歩かせること。また人数によっては、列の中央にも職員を配置すること。
- イ. 歩道の切れ目では必ず停止し、左右確認をさせ、安全に歩くためのルールを教えること。
- ウ. 常にまわりの状況に目を配り、危険物等がないか確認しながら歩行すること。
- エ. 道路上に駐停車している自動車やバイクには触れさせないこと。
- オ. 犬や猫にむやみに触らせないようにすること。
- カ. 階段では、児童同士で手をつないだりせず、一人ひとりのペースで昇降できるようにすること。
- キ. 段差のあるところでは、声をかけながら傍らについて見守ること。

④目的地での留意事項

- ア. 公園等では、遊具の安全確認を行うとともに、傾斜地やくぼみなどの危険と思われる箇所を確認すること。また固定遊具で遊ぶ際は、児童の安全確保を第一優先とし、砂場では、砂を目や口に入れないように見守ること。
- イ. ガラス片や犬・猫のふんなど危険物や不衛生な物がないか点検すること。
- ウ. 不審者と思われる人物には、近づかないようにし、すばやく児童を引き戻すこと。
- エ. 池や川などの危険箇所、水たまり、急傾斜地には近づかせないこと。

⑤施設外での特別活動から戻ってきた際の留意事項

- ア. 児童の健康状態を観察し、暑い天候の際には必要に応じて水分補給するなど健康管理を十分に行うこと。
- イ. 人数確認は、放課後児童クラブ施設内に入るときに、名簿等と照会しながら迅速に行うこと。
- ウ. コース上に新たな危険箇所又は伝えておくべき情報があれば、主任指導員に報告してコースマップの更新を行うなど情報共有を図ること。

3. 応急対策

1) 危機発生時の対応

(1) 安全の確保

危機が発生した場合は、人命尊重を第一に、児童及び職員の安全の確保を図るとともに、被害を回避又は最小限にとどめるために情報収集を行い、正確な状況把握に努め、必要な応急処置体制をとり、適切に対応する。

(2) 連絡体制

状況に応じて、保護者や学校、警察・消防・病院などの関係機関との連絡を的確に行い、教育委員会へ報告する（本マニュアルP24及び資料集 図1の連絡体制を参照）。

(3) 対外窓口

報道機関などの外部対応については、安易に対応せず、教育委員会と調整のうえ、窓口を一本化し、情報の混乱が生じないようにする。

2) 災害種別による対応

(1) 地震における対応

利用する施設等の消防計画に基づき、日頃より防災設備の自主点検や防災訓練等を実施して、いつ地震が発生しても適切に対応できるようにしておくこと。

①児童クラブ施設内で発生した場合

- ア. 児童が安心できるような言葉かけをしながら、落下物から身を守るように姿勢を低くするように指示する。
- イ. 本棚、窓ガラスやその他倒れやすいものなどから児童を遠ざける。
- ウ. 児童、職員は、落下物の危険が少ない支援室の中央などに集まり、揺れが収まるまで様子を見る。
- エ. 速やかにサッシや扉を開け、避難口を確保する。
- オ. 速やかに火の元を閉じ、揺れが収まったらガス器具や配電盤を点検し、安全を確認する。施設内において火災が発生した場合は消火活動（初期消火）をする。
- カ. 揺れが収まったら、一時屋外に避難し、児童と職員の安全と人数の確認をするとともに、施設を点検し、状況を主任指導員に報告する。
- キ. 児童及び避難誘導、救護班の職員は、安全が確認できるまで施設内に立ち入らない。
- ク. 主任指導員は、被害の状況、今後の対応について教育委員会に連絡・調整する。

②児童クラブ施設外（グラウンド等）での支援中に発生した場合

- ア. 構造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉をかけて揺れが収まるまで待つ。
- イ. 地面の亀裂、陥没、隆起、頭上の落下物に注意する。

③施設外での特別活動中に発生した場合

- ア. 揺れを感じたら、直ちに児童を集め、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで収まるのを待ち、その後速やかに児童の安全及び人数確認を行う。
- イ. 切れた電線には絶対に触れないように児童に注意する。
- ウ. ブロック塀、自動販売機の倒壊や屋根瓦、ガラスなどのその他落下物に注意する。
- エ. 携帯電話で放課後児童クラブに連絡を入れ、必要な場合は応援を要請する。
- オ. 全員が自力で放課後児童クラブへ戻れるようであれば、安全を確保しながら慎重に放課後児童クラブへ戻る。ただし、現在いる場所が災害避難所を兼ねている等、安全が確保されている場合で、移動することでかえって危険が生じる場合は、その場で待機し教育委員会に連絡し、指示を受ける。

(2) 大雨など風水害発生時における対応

近年多発する大規模な災害から児童の安全を確保する観点から、下記の内容について適切に対応する。また、気象警報時の児童クラブの開所等の判断に当たっては、『気象警報発表時の放課後児童クラブの対応について（伊根町教育委員会通知）』の内容に基づき適切に対応する。

①支援中に発生した場合

- ア. 強風や大雨の際には、児童を落ち着かせるよう配慮する。
- イ. 雨漏り等がないか、施設内を点検する。
- ウ. 天候の推移については、テレビ等で常に情報を把握する。
- エ. 周辺の被害状況は、教育委員会などに問合せするなどして、明らかにしておき、保護者からの問合せや保護者や学校への連絡に生かすようにする。
- オ. 放課後児童クラブに危険が迫っている場合は、放課後児童クラブから保護者に状況等を説明し、迎えを促すこととする。

②被害が発生した場合

施設等に被害が発生した際は、児童の安全を最優先に被害のない場所で支援を継続するとともに、教育委員会に連絡する。

③残留児童が発生した場合

保護者が迎えに来るまでは、放課後児童クラブで児童を保護する。なお、必要に応じて代理人等に迎えを依頼する。

※京都府内の注意報、警報、雨量の情報

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

気象警報発表時の放課後児童クラブの対応について・・・・・・・・・・ **資料集4参照**

(3) 火災発生時における対応

日頃から火災予防措置を行うとともに、消防訓練等を実施して発生時に適切な対応ができるようにしておく。（各施設の消防計画をもとに実施する。）

①第一発見者は、大きな声で周りの職員に知らせる。

知らせを受けた職員は、速やかにその他の職員に火災の発生を知らせるとともに、避難誘導を行う。

③第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。

④速やかに消防署へ通報する。

⑤児童を避難誘導し、人数及び状況を主任指導員に報告する。

⑥学校、近隣住民及び教育委員会に連絡をする。

⑦落ち着いて行動し、児童に動揺を与えないよう努める。

⑧出火元、火の回り具合、煙、風向き等を考慮し、より安全な方向に避難する。

⑨安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡し、児童の引渡しをする。

(4) ケガなど事故発生時における対応

事故が発生した場合は、次の手順により処理する。

①事故の状況把握、応急処置

- ・事故の状況を的確に把握する。（ケガ人、現場、周囲の状況等）

- ・ケガの程度等を見極め、救急の処置をする。
- ・事故現場からの移動が可能な場合は、安静が保たれる場所に連れて行く。
- ・他の児童は別室で支援するなどの対応を行い、落ち着かせる。

②主任指導員に連絡する。

③処置の決定

担当職員だけで判断をせず、必ず主任指導員を交えて処置を決定する。

- ・救急車を要請する。（救急車の要請は、事故の程度の判断基準による）
- ・放課後児童クラブで付近の医療機関に連れて行く。
- ・放課後児童クラブ内で安静にさせ経過を見る。
- ・応急手当を行い、支援を続行する。
- ・事故の経過及び児童の状況を整理し、教育委員会に報告する。なお、救急車を要請した場合には、必ず事前に電話で連絡する。

④保護者への連絡

放課後児童クラブ内で処置した軽度なケガについても、保護者の迎えの際には必ず口頭で説明する。

事故の発生状況、医療機関の診察・検査結果、今後の受診等についての的確に報告し、誠意をもって対応する。

- ・事故を起こしたことについて謝罪する。
- ・事故の概要を要領よく伝える。（電話をかける前に伝える内容を整理しておく）
- ・保護者は児童の事故の概況、ケガの程度を知らないため、具体的に、また客観的に説明するように心掛ける。
- ・放課後児童クラブ側から「大丈夫」「たいしたことはない」などの安易な判断を下すような言葉は使わない。
- ・保護者からケガの程度を聞かれたら、ケガをした児童の状況を踏まえ、確認できる範囲内において説明する。
- ・最後に改めて謝罪する。（ケガの程度によっては、自宅に謝罪に伺う）
- ・帰宅後の経過を確認する。（ケガの程度によって数日間）

⑤事後処理

- ・事故やケガ等の状況、受診結果及び再発防止策をまとめ、教育委員会に提出する。
- ・医療機関等で診断を受けた場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療等の請求事務を行う必要があるため、必ず教育委員会に連絡すること。

事故の程度の判断基準・・・・・・・・・・ **資料集5 参照**

(5) 行方不明・迷子が発生した際の対応

①職員の役割

ア．施設内の場合

- ・主任指導員に児童がいないことを報告する。
- ・他の職員に児童を託し、最初に、普段児童が好んで行く場所を捜す。
- ・児童に動揺を与えないように配慮しながら、不明児童に関する手掛かりを聞き出す。

イ．施設外の場合

- ・児童がいないうちに気が付いた時点で、携帯電話等で放課後児童クラブに連絡する。
- ・別の引率職員に他の児童を託し、周辺を捜す。

捜す場合は、→ 放課後児童クラブから児童の行方がわからなくなった場所までの間

- 児童の家や、隣近所、近くの店舗など
- 他の児童たちと、いつも一緒に行っている場所など
- 放課後児童クラブから来る途中の危険と思われる場所

②その他職員の役割

ア．施設内の場合

職員がいなくなった児童を捜している間、他の児童を落ち着かせ、安全な支援を心掛ける。

イ．施設外の場合

- ・残りの児童を落ち着かせ、安全を確保しながら放課後児童クラブに連れて帰る。
- ・主任指導員に状況を説明する。
- ・事態に応じて学校、近隣住民に捜索の協力を要請する。

③主任指導員の役割

ア．施設内の場合

- ・緊急に招集可能な職員を招集する。この場合、児童に動揺を与えないように注意する。
- ・児童を捜すための職員の役割分担を決める。
- ・職員の報告をもとに、児童の居場所を施設内か施設外かを的確に判断する。不明なときは、まず施設内をくまなく捜す。
- ・児童の行動を考慮し、一通り捜索しても見つからなかった場合は、次の手段を講じる。

Ⅰ 教育委員会へ連絡する。

Ⅱ 保護者へ連絡する。

Ⅲ 保護者の了解を得て、警察へ通報する。

イ．施設外の場合

- ・緊急に招集可能な職員を招集する。
- ・児童を捜すための職員の役割分担を決める。
- ・主任指導員は指揮、連絡係を担当する。必要に応じて教育委員会や学校、近隣の住民に応援を要請する。
- ・捜索する職員は、担当職員と連絡を取り合い、手分けして児童を捜す。
- ・児童の日頃の行動を考慮して付近の捜索を行い、それでも見つからないときは、次の手段を講じる。

Ⅰ 教育委員会へ連絡する。

Ⅱ 保護者へ連絡する。

Ⅲ 保護者の了解を得て、警察へ通報する。

④捜索について

- ・捜索担当職員は、児童の家が放課後児童クラブに近い場合は寄ってみる。
- 同時に自宅の隣近所周辺も捜索する。

- ・児童の日頃の行動を考慮して、まず付近の搜索を行い、それでも見つからない場合は、放課後児童クラブに定期的に連絡を入れて他の情報を確認するとともに、必要に応じてさらに対応を考える。
- ・施設外を捜す場合は、連絡用として携帯電話を持って出かける。
- ・搜索の結果、児童のいる場所が確認できたら必要に応じて応援職員を要請する。

⑤事後処理について

- ・児童が見つかったら、関係者（教育委員会、保護者、学校、警察）に報告する。
- ・緊急に職員会議で報告し、職員全体で今後の対応を検討し、「ヒヤリ・ハット報告書」を教育委員会へ提出する。
- ・内容によっては、事故の報告書を教育委員会へ提出する。

⑥予防策について

ア．施設内の場合

- ・児童の特徴をよく把握し、普段から、常にその所在を確認しておく。また、日頃好んで頻繁に行く場所を把握しておく。
- ・施設の周辺に、児童にとって危険な場所がないか調べ、職員全員が情報を共有しておく。

イ．施設外の場合

- ・施設外に出かける際は、最低２人以上の職員で引率する。
- ・出かける際に児童の服装を把握する。
- ・児童の人数は、常に確認するように心掛ける。また、児童が目の届く範囲にいるよう配慮する。
- ・緊急連絡手段として携帯電話を持って出かける。

(6) 不審者等に対する対応

①来所者への対応

ア．一般の来訪者は、施設正面玄関から出入りしてもらう。

イ．業者対応

- ・工事業者の来訪にあたっては、教育委員会を通じて事前に来訪日等の連絡を受ける。
- ・訪問販売等の業者については、主任指導員が判断する。

②児童への指導

ア．必要に応じて警察等の協力を得て、児童が防犯意識を高めるための講話等を行う。

イ．児童向け要領による安全指導

絵などを利用して不審者の対応方法を示して、危機を回避する方法を児童が身につけられるようにする。

ウ．緊急時の避難経路の確認

防災避難訓練と同様に職員が誘導して避難する方法が原則であるが、臨機応変な対応が必要となる場合を想定して経路の事前確認をさせておく。

③職員の対応

ア．地域、保護者、学校等からの情報報告

主任指導員は、地域や保護者、学校等から不審者・変質者の情報を得た場合には、教育委員会に通報する。教育委員会は、報告の内容を確認後に全放課後児童クラブに情報提供をする。

イ. 防犯訓練等

- ・必要に応じて警察等の協力を得て、万一の場合を想定した職員防犯研修を実施する。
- ・職員の防犯意識を高め、不審者対応への理解を共有する。
- ・火災訓練とは別に防犯訓練を実施する。
- ・職員は防犯ブザー又はホイッスルを常に携帯する。

ウ. 放課後児童クラブ内外の巡視等

- ・定期的に放課後児童クラブ内外を巡視する。
- ・普段から、防犯に関する情報の把握に努める。
- ・施設の外で支援する場合は、職員2名以上で行動し、見通しの悪い場所には、目を配る。
- ・送迎時、保護者の出入りを確認する。
- ・児童クラブ内をのぞいているような不審者に対しては、「何かご用ですか」などと積極的に声をかける。

エ. 施設外での特別活動において

- ・施設外での特別活動に参加する児童・職員名簿やルート（目的地や到着時間等を記載）を放課後児童クラブに残る職員がいる場合は、引き継いでおく。
- ・移動する際は、列が縦に長くならないように留意する。
- ・ルートの設定に当たっては、危険箇所、民家や車・人通りの状況等を考慮した設定をする。
- ・必ず複数の職員が同行する。
- ・活動中に止むを得ずルートを変更するとき、また予定が遅れるときは必ず放課後児童クラブに連絡する。
- ・携帯電話を用意し、連絡が取れるようにする。
- ・児童名簿を携行する。
- ・防犯ブザーやホイッスルを携帯する。
- ・公園などでトイレに行くときは、必ず職員が付き添うようにする。

④保護者、学校、地域との連携

ア. 保護者

- ・保護者は、送迎時には自ら児童を職員に預け、また引き取る。
- ・いつもと違う人が送迎する場合は必ず事前に放課後児童クラブに連絡する。
- ・保護者への連絡の際に不審者情報を知らせ、注意を促す。

イ. 学校

- ・不審者等の情報提供をやりとりし、協力を得る。
- ・普段から保護者、学校との連携を図る。

ウ. 地域

- ・不審者等の情報提供をやりとりし、協力を得る。
- ・普段から保護者、地域との連携を図る。
- ・警察（駐在所）に巡回を依頼する。

⑤設備等

ア. 施設、設備の改善

玄関の施錠等により外部からの出入口を必要最小限にする。

イ．携帯用防犯ブザーとホイッスルを全職員に配付する。

(7) ケガや急病の応急処置について

①ケガの場合

ア．共通事項

- ・砂、泥が付いているときは、水道水で洗い流す。
- ・出血があれば、洗った後清潔なガーゼを当てて5分以上圧迫する。
- ・当てたガーゼはめくらず、血がにじんでいたら、新しいものを上から重ねる。
- ・傷口は、心臓に近いほうをきつくしばり、できるだけ高い位置に置き、安静にする。

イ．刺し傷

- ・くぎ、画びょうの場合

抜き取り、傷の血を絞り出す。

くぎは、深く入りやすく、さびたものは化のうや破傷風の心配があるため病院を受診する。

- ・とげの場合

消毒した針、ピンセット、毛抜きで抜き、水道水で洗う。

取りにくいときは、5円玉の丸い穴を当て押し出すようにして取り出す。

ウ．挟んだ傷

- ・内出血をしているときや腫れが見られたときは冷やして様子を見る。
- ・痛みや腫れがひどくなったり、爪がはがれたり、血まめができていて、冷やしても痛みが強いときは病院を受診する。

②鼻血の場合

ア．児童を座らせ、鼻をしっかりとつまみ、あごを引き、口で息をさせ、安静にし、鼻の根元、目頭の下部分を押さえる。それでも血が止まらないときは、脱脂綿を丸めて、軽く詰める。

イ．出血がとまりにくい場合は、額から鼻にかけて、冷水を絞ったタオルでしばらく冷やす。

③虫刺されや、動物にかまれた場合

ア．ハチに刺された場合

- ・針や毒は、絞り出す。
- ・流水で洗い流す。
- ・冷たいタオルで冷やす。
- ・刺されたあと、15分位は様子を見る。
- ・刺されたあと、10分位で、顔色が悪い、おう吐などのショック症状がある場合は、すぐに救急車を呼ぶ。

イ．動物にかまれた場合

流水でよく洗い、清潔なガーゼを貼って病院で受診する。

④異物が入った場合

ア．目の場合

- ・こすると角膜を傷つけるためこすらせないようにする。

- ・清潔な手で、下まぶたを引っ張って、異物があればぬらした綿棒やガーゼの端で軽く拭き取る。
- ・痛みが続く、涙が止まらないなどの症状が続くときは、清潔なガーゼで目を覆い、眼科を受診する。

イ. 耳の場合

- ・虫が入った場合は、ベビーオイルやサラダ油をたらし、虫を殺し、耳鼻科を受診する。
- ・水が入った場合は、水の入った耳を下にしてタオルを当て、反対側の頭を軽くたたく。入り口付近なら、綿棒で拭う。
- ・玩具や固いものが入った場合は、入った方の耳を下にし、耳をひっぱりながら反対側の頭を軽くたたく。出てこないときは、耳鼻科を受診する。

ウ. 鼻の場合

- ・鼻の奥に入った場合はすぐに耳鼻科を受診する。
- ・見える場所にある場合は、強く鼻息を出させる。

エ. のどの場合

- ・何を詰ませたのかを確認する。
- ・目を白黒させる、呼吸困難で顔や唇が青くなる等の場合は、とにかく異物を吐かせる。
- ・軟らかい物の場合は、指を入れて異物を出す。
- ・固い物の場合は、詰ませた子を座位にし、腕を後ろから抱えるように回す。片手で握りこぶしを作り、児童のみぞおちのやや下方に当てる。その上をもう一方の手で握り、すばやく内上方に向かって圧迫するように押し上げる。

⑤口の中をケガした場合

ア. 口の中が切れた場合

- ・傷口が汚れているときは、水道水で洗い流す。
- ・出血している場所を見つけ、清潔なガーゼで押さえる（圧迫止血）。
- ・血液を飲みこまないように気をつける。
- ・出血がなかなか止まらないときは、圧迫しながら病院を受診する。

イ. 歯が折れた、抜けた場合

- ・出血しているときは、血液を飲み込まないように気をつける。
- ・早い対応をすれば、折れた歯や抜けた歯が元どおりになる場合もあるため、未開封の牛乳や生理食塩水に浸けて歯科医を受診する。
- ・歯は絶対にこすったり水道水に浸けたりしない。
- ・歯の歯根膜（根）は触らない。
- ・歯茎の色が変わったり、歯茎を触ると痛がったりするときは冷やす。

⑥打撲の場合

ア. 頭を打った場合

- ・意識状態を見る。異常があればすぐに救急車を呼ぶ。
- ・腫れがあるときは、氷を入れたビニール袋をのせて打撲部を冷やす。
- ・出血があれば、清潔なガーゼでおさえる。
- ・少しでも気になるようであれば、病院を受診し手当てを受ける。

イ. 目を打った場合

- ・すぐに寝かせ、水でぬらしたタオルなどで冷やし、安静にして様子を見る。
- ・目の周りが腫れていたり、目の中が出血していたり、しばらく様子をみても痛みが治まらないときは、病院を受診する。

⑦骨折（ヒビがはいった場合を含む）・脱臼・捻挫の場合

ア．骨折の場合

- ・骨折部を安静にする。
- ・副子を当てて動かないように固定し、病院を受診する。
- （「副子」の例 → 木の枝、段ボール、割り箸、鉛筆、定規など）

イ．脱臼の場合

- ・手を引っ張ったとき、子どもが転んだときなどに突然泣き出し、腕をダランと下げたまま動かそうとしない場合は肘内症の疑いがある。
- ・包帯や三角巾などで固定して病院を受診する。

ウ．捻挫の場合

- ・冷やして様子を見る。
- ・痛がる場合や、幹部の腫れが見られる場合は、固定して病院を受診する。

⑧火傷の場合

ア．共通事項

- ・患部を冷やす。
- ・衣服は無理に脱がさない。
- ・水泡は破らない。
- ・軟こうや消毒スプレーなどは使わない。
- ・広い範囲での火傷、顔・頭・指の火傷や、皮膚がむけたり、水泡ができたりする程度の火傷の場合は、患部を冷やしながら病院を受診する。

イ．手足の場合

水道水を直接患部に流しあてながら、痛みがとれるまで、最低20分は冷やす。

ウ．目、耳、鼻の周辺の場合

ぬれたタオルで包んだ氷（ビニール袋に入れる）や、氷枕で冷やす。

エ．頭、顔の場合

手で水をかけるか、水シャワーを弱めにかける。

オ．全身の場合

- ・乳児用のタブがあれば、水をはりそのまま浸ける。
- ・十分に冷やしながら、衣服をはさみで切り開く。（無理に脱がさない）
- ・救急車を要請して病院を受診する。

⑨熱中症（日射病、熱射病）の場合

ア．頭が痛い、顔が赤い、体が熱い、吐いたりする場合

- ・涼しい場所へ移して、衣服をゆるめる。
- ・経口補水液を飲ませる。
- ・頭や体を、冷たいタオルや氷枕で冷やす。

●予防として

- 帽子をかぶる。
- 水分補給を心がける。
- 長時間、炎天下で遊ばせない。

日差しの強い時間の外出はなるべく避ける。

※環境省 熱中症保健指導マニュアル

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

⑩発熱の場合

- ・個々の平熱を確認しておく。
- ・体温計で正しく熱を測る。高いときは、保護者に連絡する。
- ・他の症状の有無を観察する。
- ・嫌がらなければ、氷枕や熱救急シートで冷やす。
- ・寒がっている場合は、掛け物を増やして温める。
- ・汗をかいたらよく拭き、着替えさせる。
- ・水分は少量ずつ何回かに分けて与える（麦茶、湯冷ましなど）
- ・室温、湿度に気をつける。

⑪せきがでる場合

- ・せきの原因が何かを見極める。
- ・せき以外に気になる症状があるかを確かめる。
- ・湿度に気をつける。
- ・水分は少量ずつ何回かに分けて与える。
- ・背中をさすったり、上半身を高くしたりして寝かせる。

⑫おう吐をした場合

- ・他の症状の有無を観察する。
- ・吐いたものが気管に入らないように、体を横向きに寝かせる。
- ・吐いた後、うがいできる場合はうがいをさせる。
- ・水分を少量ずつ、様子をみながら何回かに分けて与える。
- ・おう吐した場合は、使い捨てのタオル等を使用して処置する。

⑬下痢をしている場合

- ・便の状態をよく見る（色、臭い、固さ、量）とともに回数をチェックする。
- ・他の症状の有無を観察する。
- ・水分は少量ずつ何回かに分けて与える（麦茶、湯冷ましなど）
- ・お湯でお尻をきれいに洗い流す。
- ・お尻が赤くただれているときは、保護者に病院の受診をすすめる。

⑭腹痛の症状がある場合

- ・ただの腹痛と軽視せず、原因は何かを考える。
- ・楽な方向に横向きにするか、膝を曲げ安静に寝かせる。
- ・食べ物や飲み物は与えないで様子を見る。
- ・顔色がそう白になり、間隔をおいて激しく痛がったり、繰り返しおう吐するとき
は、腸重積（腸が腸の中に入り込む病気）を疑い、至急に病院を受診する。

⑮けいれん、ひきつけ、食物アレルギー反応（アナフィラキシー）をおこした場合

次のことを観察しながら手当てをする。

ア．どの程度（時間 何分か）

イ．けいれんの状態、様子は

- ・手や足をガタガタとふるわせたか。
- ・手足を突っ張るか。

- ・目が白目をむいたか。
- ・左右対称であるか。

ウ．手当てとポイント

- ・衣服をゆるめる。
- ・顔を横に向ける。
- ・名前を呼んだり、体をゆすったりしない。
- ・口の中には、何も入れない。
- ・治まった後の反応を見る（顔色、泣いたか、眠ったか、名前を呼んで反応するかなど）
- ・体温を測る。
- ・安静にする。
- ・熱が高い場合は、これ以上熱が上がらないように、冷たいタオルなどで冷やす。
- ・食物アレルギー反応（アナフィラキシー）で、児童がエピペン®を処方されている場合は、事前に保護者と対応を打合せの上で、エピペン®を使用する。

(8) 食中毒発生時の対応

①対応の基本

- ア．児童の欠席状況などの異常を感知する。
- イ．主任指導員を中心に、全職員で対応する。
- ウ．迅速に行動し、誠意をもって接する。
- エ．発症者のプライバシー、人権に配慮する。
- オ．関係機関に助言を求める。
- カ．受信電話を確保するため、長電話は厳禁する。

②食中毒発生の疑いが生じた場合の対応

発症当初は、食中毒なのか、感染症なのか、判断しにくい場合もあるため、初期は両面を念頭において対処する。

ア．把握すべき基本的状況

- ・発症者の特定と人数
- ・症状の内容
- ・発症した日時と場所
- ・医師の診断の有無と所見
- ・保健所への届出の有無

③通報連絡

- ア．食中毒や感染症の発生が疑われた場合、速やかに教育委員会に連絡をする。
- イ．教育委員会は、保健所に連絡しクラブ内見分を調整する。

丹後保健所 TEL0772-62-0361

※医療機関を受診し、食中毒と断定された場合には、医師が保健所に届け出る場合がある。

④二次感染を防ぐために

職員が、ふん便、おう吐物を処理することで職員自身が感染することも十分考えられるため、処理にあたっては、職員が二次感染を受けないよう十分注意するとともに周囲への汚染拡大を防ぐために迅速、確実に行う。

- ア．排せつ物、おう吐物の処理の仕方

- ・使い捨て手袋、マスク、エプロンを使用する。
- ・手洗いに消毒薬を用いる。
- ・おう吐物の処理後は、希釈したハイター液を用いて拭く。

(9) 感染症の対応

①基本的な対応の根拠について

基本的な感染症対策については、「学校保健安全法施行規則」の伝染病に関する規定を準用し、対応する。

区分	病名	出席停止の期間
第1種	発生は希であるが、重大な病気（ジフテリア、ポリオ、コレラ、エボラ出血熱、赤痢、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症等）	治癒するまで
第2種	学校でよくある伝染病で、放置すれば流行が広がってしまう病気（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、百日せき、風しん、おたふくかぜ等）	伝染病ごとに定めた出席停止の期間の基準のとおり。ただし、病状により医師が伝染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。
第3種	飛まつ感染ではないが、放置すれば流行が広がってしまう可能性がある病気（腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎及びその他の感染症（疥癬（かいせん）等））	症状により医師が伝染の恐れがないと認めるまで。

②感染が疑われる場合

発しん、充血、目やに、発熱その他の症状があり、感染症が疑われる場合は、次のような対応を行う。

- ア. 対象となる児童を他の児童と離して安静が保たれる部屋などで様子を見る。
- イ. 保護者に連絡し、症状を報告して速やかに迎えに来てもらうように依頼する。
- ウ. 医療機関を受診するよう依頼し、その結果を報告してもらう。
- エ. 同じクラスの児童の健康状況を確認する。

③感染が判明した場合

児童又は職員の感染が確認されたら、たとえ1名でも次のような対応を行う。

ア. 状況の把握

- ・感染した児童の症状（診断病名）、医療機関等や家族の状況、概往歴及び予防接種歴などの健康状況及び生活状況等を確認する。
- ・同じクラスの児童の出欠状況を把握し、欠席の場合はその理由を確認する。
- ・他に発症している児童及び職員等がいらないか確認する。

イ. 関係機関への連絡

- ・事例が複数名以上ある場合は、報告書により、随時教育委員会へ報告する。

- ・教育委員会は、程度に応じて保健所に連絡する。

ウ．対応の検討

教育委員会及び保健所、医療機関など関係機関と次の事項について協議する。

- ・感染した児童の利用の可否等を決定する。
- ・感染が予想される範囲を明らかにする。
- ・今後の対応手順を確認する。

エ．拡大の防止

- ・病名、主症状、潜伏期間、注意事項などをいねばん、掲示やおたよりで、保護者に知らせる。
- ・必要に応じて説明会等を実施する。
- ・保護者への周知にあたっては、保健所等の関係機関と十分に協議のうえ行う。
- ・全職員に状況を周知し、少しでも感染が疑われる場合には受診させる。
- ・潜伏期間等から感染の可能性がある期間は、十分に注意を払い、できる限り行事等の開催は控える。

オ．終息宣言

放課後児童クラブ内外に感染発生の状況が十分に周知され、新規の発症者が迅速かつ確実に把握できる体制を前提として、現状の発症状況及び潜伏期間等を関係機関と十分に考慮したうえで終息を宣言する。

カ．再発防止策の検討

感染の原因を調査して、再発防止について十分協議する。なお、調査に際しては、再発防止の目的を明確に示し、発症者のプライバシー、人権に十分配慮する。

(10) 原子力災害発生時の対応

伊根町は、町域の一部が高浜原子力発電所から半径30km内にあり、「緊急時防護措置準備区域（UPZ：urgent protective action planning zone）」に含まれている。このことから、高浜原子力発電所で発生した事故等、有事の際には、国・事業者・京都府等との協議により、災害対策基本法に基づき、町長は必要に応じてその対象区域に避難指示を発令することになっている。

① 重大なトラブル発生の通報が町にあったとき

- ・町災害対策本部からの情報伝達を行う。
- ・児童及び職員など関係者の確認を行う。
- ・保護者連絡を除き、緊急でない電話の通話は控える。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ等による情報を収集する。
- ・状況に応じて、教育委員会と連絡調整し、保護者に迎えを依頼する。

② 「屋内退避」の指示があったとき

- ・園舎内に退避させる。
- ・洗顔、うがい、手洗いをを行う。
- ・ドア、窓は閉め、換気扇は止める。
- ・児童及び職員等の安否、屋内退避完了を確認する。
- ・保護者に連絡する。
- ・状況に応じて、町災害対策本部と連絡調整し、保護者に迎えを依頼する。

③ 「避難指示」があったとき

- ・町災害対策本部から避難指示を受ける。

- ・町災害対策本部が手配したバス等に乗車させ、放課後児童クラブごとに避難所へ輸送する。
- ・肌の露出が極力ないように、マスク、帽子、上着等を児童に着用させる。
- ・児童及び職員等の安否、避難完了を確認する。
- ・状況に応じて、緊急集合場所、避難所で保護者に引き渡す。

4. 事後対策

1) 対応の評価と再発防止に向けた取組

(1) 対応の分析・評価

危機が発生した場合の対応を常に全職員で分析・評価を行い、課題を整理し、起こった危機を教訓として、再発防止に向けた取組を実践する。

(2) 改善

小さな改善であっても、経過や対応を教育委員会や保護者への報告などにより、情報の共有を図り、全放課後児童クラブでの安全の向上につなげていけるように心掛けていく。また、危機が発生していない場合でも、未然防止に向けた取組について定期的に評価し、改善していく。

(3) 再発防止に向けた取組

発生した危機への対応を時系列に整理したうえで、人、組織、環境、設備、管理の仕組み、制度などさまざまな角度から、危機発生の原因や危機対応への問題点を抽出して検討を行う。また、これまで取り組んできた改善策が守られているか、事故の防止・軽減につながっているかを検証する。

分析・評価に際しては、自己の評価はもとより、児童の声に耳を傾け、保護者の意見を真摯に受け止めて見直しを行う。

【評価事項例】

未然防止活動	危機発生時
・一連の活動が機能しているか。 ・全職員で取り組んでいるか。 ・各種チェックリストは活用されているか。 ・ヒヤリ・ハット事例は改善されているか。 ・訓練等は効果的に行われているか。 ・マニュアルに記載されている活動ができて	・危機発生の原因は何か。 ・なぜ防ぐことができなかったか。 ・連携はうまくいったか。 ・マニュアルどおりに対処できたか。 ・マニュアルに不備はないか。 ・手順をパターン化できないか。
など	など

(4) 再発防止策の検討

原因調査の結果や危機対応の評価を踏まえて、一度発生したものは再び発生するという意識のもとで、再発防止策を全職員で検討する。また、必要があれば、放課後児童クラブごとに保護者を交えた検討会を開催するなど幅広い意見交換により、相互理解を図る。

(5) マニュアルの見直し

教育委員会は、危機の分析・評価の結果及び再発防止策に応じて、速やかにマニュアルの改訂を行い、実効性のあるものにしていく。なお、改訂した内容は全職員に周知し、これに基づいて安全の確保が図られるようにする。

5. その他

1) 消防署、警察署への連絡方法について

(1) 救急車の依頼の仕方

①局番なしの１１９番に次のことを伝える。

- ・救急であること。
- ・住所、氏名、目標になる建物など
- ・その他、特に必要なこと。

②健康保険証を用意する（診察券）

③救急車のサイレンが聞こえたら誘導人が建物前に出る。

④付添いは、少人数にする。

⑤病院の選定は、主治医がある場合を除き、救急隊員に一任する。

(2) 火災の通報の仕方

局番なしの１１９番に次のことを伝える。

- ・火災であること。
- ・出火場所、通報者氏名、電話番号を告げる。
- ・住所、氏名、目標になる建物など

(3) 警察署への捜索依頼の仕方

局番なしの１１０番に次のことを伝える。

- ・〇〇放課後児童クラブの〇〇です。
- ・〇年生の〇人が行方不明です。
- ・時間（〇時〇分頃）、場所（〇付近）、児童名、性別、服装、特徴（身長、体型など）、自宅の住所などを告げる。

(4) 教育委員会への連絡

休日などの場合は、教育次長、社会教育文化財保護係長の携帯電話に連絡する。

電話番号 ３２－０７１８

- ・〇〇放課後児童クラブの〇〇です。
- ・救急車を要請しました。
- ・子どもの状態を伝える。
- ・いつ、どこで、誰が、どうしたのか、付き添い職員の氏名（役職）、病院名を伝える。

2) 災害時の持ち出し品

(1) 児童にかかわる書類

活動日誌、児童票

(2) 非常用リュック

救急薬品、ホイッスル、筆記用具（紙、マジック、ボールペン）、懐中電灯、ビニール袋、ティッシュ、タオル

3) 病院搬送時の持ち出し品

次のとおり持ち出すこと。

- ・ 緊急連絡名簿
- ・ 着替え、ティッシュペーパー、ビニール袋、タオル、靴（必要に応じて）
- ・ 筆記用具
- ・ 家族が持ってくるもの（健康保険証、診察券）
- ・ 健康の記録